

エーザイ豊友会中部支部運用基準

(目 的)

1. 本運用基準は、エーザイ豊友会中部支部会則、第9条・第10条に定める事業及び運営につき、その円滑な運営を図ることを目的とする。

(事 業)

2. 各事業は次の通り運営する。
 - (1) 会員名簿の更新・管理は本部事務局が行う。

その都度当支部へ一部の配布がある。事務局は個人情報情報の漏洩防止に留意し保管する。

- (2) 会員懇親会は年1回以上とし、総会時（原則として春）及び別途企画する懇親会等に、新会員の歓迎会を兼ねて行う。
- (3) 同趣同好会は、その代表者からの申請により、役員会で認めたものとする。
- (4) 慶弔見舞
 - (イ) 会員に特別な慶事があったときは、これを祝って記念品を贈呈することがある。
 - (ロ) 会員が死亡したときは本会事務局に連絡する。

3. その他必要事項に応じ、その都度役員会にて検討する。

4. 平成14年4月13日より実施する。

(改訂履歴)

第一回改訂 平成17年10月1日

第二回改訂 平成24年11月15日

役員会において「エーザイ豊友会会則」改訂に伴い、以下の諸点の見直し・改訂を確認・決定。

運用面の改訂

- ① 「事業(2)」会員懇親会開催頻度の見直し。
- ② 「事業(4)」慶弔見舞(会員死亡時香典料)の見直し。

その他の改訂

- ① 誤字・文言等の訂正。

平成25年4月5日 春期総会において承認。

第三回改訂 令和5年5月18日

役員会において「エーザイ豊友会会則」改訂に伴い、以下の諸点の見直し・改訂を確認・決定。

- ① 「事業(2)」総会の開催時期の見直し。
- ② 「事業(4)」慶弔見舞(会員死亡時香典料の廃止)。

以下余白